

未来を拓く川崎の企業をサポートする

川崎市信用保証協会のご案内



川崎市信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Kawasaki-Shi

川崎市信用保証協会とは

川崎市信用保証協会は、川崎市内の中小企業の金融円滑化を図るために設立された公的機関です。中小企業の「確かな保証人」として、市内約1万者の皆さまにご利用いただいており、多様化する事業資金調達ニーズに的確に対応し、頑張る中小企業の皆さまの繁栄と安定をサポートします。

信用保証協会ご利用のメリット

1
2
3
4

公的な保証人となり資金調達をサポートします！

→ 「公的な保証人」がいることで、金融機関からスムーズに融資を受けることができます。

資金ニーズに応じた様々な保証制度をご用意しております！

→ 長期の借入れや売掛債権を担保とするなど、豊富な保証メニューをご用意しております。

保証料や金利が優遇された保証制度がご利用いただけます！

→ 川崎市中小企業融資制度など、信用保証料、金利の面において有利な条件で融資が受けられます。

専門家による支援が無料でご利用いただけます！

→ 経営改善、事業承継及び創業など、事業経営における様々な課題解決に向け皆さまをサポートします。

専門家による支援

■ 専門家派遣

川崎市信用保証協会が、一般社団法人神奈川県中小企業診断協会に登録している中小企業診断士や一般社団法人日本公認会計士協会に所属する公認会計士の中から、事業内容及び経営課題等に適した専門家を派遣します。

※川崎市信用保証協会が行う専門家派遣に係る費用については、協会が全額負担します。

■ 専門家による支援メニュー

① 経営診断

客観的な現状分析及び経営課題の抽出を行い、経営診断報告書を提供します。

② 経営改善計画策定支援

経営の健全化に向けた道筋を明確にするため、経営改善計画策定及び計画書作成を支援します。

③ 生産性向上に係る経営計画策定支援

生産性向上に係る経営計画策定及び計画書作成を支援します。

④ 事業承継計画策定支援

事業承継の時期、具体的な対策を盛り込んだ事業承継計画策定準備や事業承継計画策定及び計画書作成等を支援します。

⑤ フォローアップ診断

①から④までのいずれかの支援を受けた方へフォローアップを行い、診断報告書を提供します。

⑥ 創業計画策定支援

創業を希望する方へ創業計画策定及び計画書作成を支援します。

⑦ 創業フォローアップ診断

創業関係の保証を利用した方へ創業後のフォローアップを行い、診断報告書を提供します。



- 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号及び6号に係る保証
 ■災害関係保証 ■創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
 ■特別小口保険に係る保証 ■小口零細企業保証 ■求償権消滅保証
 ■中堅企業特別保証 ■東日本大震災復興緊急保証 ■危機関連保証 など

信用保証料率

信用保証料

「信用保証料」は、金利や手数料と異なり、信用保証協会とお客さまの信用保証委託取引に基づく信用保証の対価としてお支払いいただくものです。

信用保証料率区分

「信用保証料率」は、お客さまの経営状況に応じ9区分となっております。

貸借対照表を作成している
中小企業者

貸借対照表を作成していない
中小企業者

料率区分はCRD*の財務評価を利用します。

※CRD（中小企業信用リスク情報データベース）とは平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された、中小企業の財務内容に関する日本最大のデータベースです。

(単位：%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	一定の料率
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
責任共有対象外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	1.35

会計参与設置会社

0.1%割引

担保の提供がある

0.1%割引

※制度によっては担保割引が適用されない場合があります。

信用保証料率決定

なお、川崎市中小企業融資制度を利用すると、信用保証料の補助や金利が軽減されるメリットがあります。川崎市と川崎市信用保証協会が連携して、信用保証料率を引き下げることにより、中小企業者が負担する信用保証料率が0%となる創業支援に係る融資制度を始め、中小企業者が利用しやすい融資制度をご用意しております。

信用保証のご利用に際して

「信用保証制度」は、中小企業信用保険法に定める中小企業・小規模事業者の方を対象としており、業種・資本金・従業員などによって利用の制限があります。
ただし、制度融資などの要綱で別の定めがある場合はその定めによります。

■ 所在地 個人・法人を問わず、川崎市内で事業を行っている方が保証対象となります。

個人の場合

川崎市内に自宅がある方又は事業所を有している場合に保証対象となります。

法人の場合

本店又は事業所が川崎市内にあれば保証対象となります。事業所の支店登記の有無は問いません。

■ 業 歴 営業年数を問わず、事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。 事業着手の確認書類としては、開業届・営業場所の賃貸借契約書・履歴事項全部証明書・受注を証する書類等です。 なお、開業1年未満の場合は、創業計画書が別途必要です。

■ 事業規模 資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば保証対象となります。

① 中小企業信用保険法第2条による「中小企業者」

業 種	資本金（出資金）	常時使用する従業員
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービ ス 業	5千万以下	100人以下
小 売 業	5千万以下	50人以下
医 業	-	法人300人以下 (個人100人以下)

※特定非営利活動法人（NPO法人）は、常時使用する従業員数が該当していればご利用いただけます。

② 中小企業信用保険法第2条第1項第1号の2、 保険法施行令第1条第2項の対象となる政令特例業種

政 令 特 例 業 種	資本金（出資金）	常時使用する従業員
ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	1億円以下	300人以下
情報処理サービス業	5千万以下	300人以下
旅 館 業	5千万以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業は除きます。



信用保証を利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません！

川崎市信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

※反社会的勢力とは

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等 ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団等と密接な関係を有する者（いわゆる共生者、密接交際者）
- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

相談窓口

金融機関紹介相談窓口

金融機関から十分な融資を受けられない、明確な取引金融機関がない等の理由により、信用保証協会に金融機関の紹介を希望する中小企業者のための相談窓口を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

起業家向け無料相談窓口

川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）と連携して、川崎市内で創業を希望する方のご相談に対応するための相談窓口を設置しております。資金調達方法など、創業時における悩みをお気軽にご相談ください。

※他にも、資金繰り等のご相談に対応するための各種相談窓口を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

窓口のご案内

事業資金や経営でお困りのことは、当協会までお気軽にご相談ください。

	本 所		北支所
相談窓口	企業支援課	経営支援推進課	企業支援課
相談内容	創業・保証・経営支援 に関するご相談	条件変更・経営支援 に関するご相談	創業・保証・経営支援 に関するご相談
担当地域	川崎・幸・中原	市内全域	高津・宮前・多摩・麻生
電話番号	044-211-0501	044-211-0504	044-850-0055
地 図	 〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-66		 〒213-0012 川崎市高津区坂戸3-2-1 かながわサイエンスパーク西棟407号
営業時間	月曜日～金曜日 9時00分～17時15分（祝日、年末年始を除く）		



川崎市信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Kawasaki-Shi

<http://www.cgc-kawasaki.or.jp/>